

平成24年度

教育行政事務の管理執行状況
点検・評価報告書

平成25年11月

新十津川町教育委員会事務局

目 次

■ はじめに	1
1 趣旨	1
2 点検評価の対象	1
3 点検評価の方法	1
4 点検評価結果の構成	1
■ 教育委員会の活動状況	2
1 教育委員会の開催状況	2
2 条例、規則等の制定	2
3 教育委員会委員の活動状況（抜粋）	3
■ 点検評価の結果	6
【学校教育】	
1 学校教育環境の充実	6
2 学校給食の充実	6
【社会教育】	
1 社会教育活動の推進	7
2 青少年健全育成の充実	7
3 読書活動の促進	8
4 文化活動の促進	8
5 スポーツ活動の促進	9
■ 別添資料 1	
平成24年度事務事業評価一覧表	
■ 別添資料 2	
定例会議案及び報告	

はじめに

1 趣旨

町教育委員会では、新十津川町教育目標を基本に「生きる力」を育むため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を掲げ、家庭、地域及び学校がそれぞれの持てる力を発揮し、相互の連携を図りつつ将来を見据えた教育の推進に取り組んでおります。

こうした取組みを進めるに当たっては、各施策・事業が着実かつ効果的に実施されていることを点検・評価することが大切であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条に基づき、教育行政事務の管理執行状況について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表するものです。

※ 参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検評価の対象

点検評価の対象は、「新十津川町教育目標」を総合的指針とし、その重点的取組みを政策の目標として掲げ実施した平成24年度の施策及び事務事業とします。

3 点検評価の方法

点検評価に当たっては、新十津川町行政評価システムに基づき、政策、施策及び事務事業における成果指標に対し、その進捗状況を明らかにするとともに課題等を分析し、今後の方向性を示します。

4 点検評価結果の構成

政策目標に基づく施策毎に評価を行い、資料として巻末に各施策の事務事業評価を記載した評価一覧表を掲載しています。（別添資料1）

（1）施策の目標

施策ごとの目標を掲げています。

（2）施策の指標

施策の成果を表す指標を示しています。

（3）指標の測定方法

指標を測定する方法を示しています。

(4) 目標値及び達成値

目標数値に対する達成数値を記載しています。

(5) 評価意見

平成24年度の取組みの状況及び達成度を踏まえ、施策ごとに評価を行っています。

(6) 施策展開の方向性

評価を踏まえ、今後の取組みを進める上で課題や対応の方向性を示しています。

教育委員会の活動状況

1 教育委員会の開催状況

会 議	年 月 日	報告件数	議案件数	協議
第4回定例会	平成24年4月16日	2	2	
第5回定例会	平成24年5月14日	5	2	
第6回定例会	平成24年6月12日	2	1	
第3回臨時会	平成24年7月4日	1		
第7回定例会	平成24年7月20日	4		1
第8回定例会	平成24年8月22日	3	1	
第9回定例会	平成24年9月14日	2	3	
第4回臨時会	平成24年10月1日		3	
第10回定例会	平成24年10月26日	4	1	
第11回定例会	平成24年11月22日	4	4	
第12回定例会	平成24年12月19日	4		
第1回定例会	平成25年1月15日	1	2	
第2回定例会	平成25年2月18日	2	6	
第1回臨時会	平成25年3月12日	1	1	
第3回定例会	平成25年3月26日	8	2	
		43	28	1

※ 定例会の議案及び報告の内容を巻末に掲載（別添資料2）

2 条例、規則等の制定

- ・新十津川町立学校規則の一部改正について
(平成24年5月16日公布、平成24年5月16日施行)
- ・修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の制定について
(平成24年5月14日議決、平成24年5月7日施行)
- ・新十津川町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
(平成24年12月17日公布、平成25年4月1日施行)
- ・新十津川農業高等学校教育振興会負担金交付要綱の一部改正について
(平成24年8月22日決定、平成24年8月19日施行)

- ・新十津川町社会教育中期計画策定委員会規則の廃止について
(平成24年11月1日公布、平成24年11月1日施行)
- ・新十津川町立学校の体育館の開放に関する条例の一部改正について
(平成24年12月17日公布、平成25年1月1日施行)
- ・新十津川町体育指導委員に関する規則及び新十津川町教育委員会事務局組織規則の一部改正について
(平成24年12月17日公布、平成24年12月17日施行)
- ・新十津川町体育指導委員に関する規則及び新十津川町教育委員会事務局組織規則の一部改正について
(平成24年12月17日公布、平成24年12月17日施行)
- ・新十津川町立学校の体育館の開放に関する条例施行規則の一部改正について
(平成24年12月17日公布、平成25年1月1日施行)
- ・新十津川尚武館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について
(平成24年12月17日公布、平成25年4月1日施行)
- ・新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例及び新十津川町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
(平成24年12月17日公布、平成25年4月1日施行)
- ・新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正について
(平成25年3月18日公布、平成25年4月1日施行)
- ・新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則の一部改正について
(平成25年3月18日公布、平成25年4月1日施行)

3 教育委員会委員の活動状況（抜粋）

月	日	活 動 内 容	会 場
4	2	教職員辞令交付式・激励のつどい	改善センター
	6	新十津川小学校入学式	新十津川小学校
	6	新十津川中学校入学式	新十津川中学校
	10	新十津川農業高等学校入学式	新十津川農業高等学校
	11	空知管内市町教育委員会連絡協議会総会	岩見沢市
	11	空知管内市町教育委員会教育委員会議	岩見沢市
	16	第1回新十津川町確かな学び推進会議	改善センター
	5	14	新十津川町表彰審査委員会
27		NHKジュニアサッカー教室	町内
6	2	新十津川小学校運動会	新十津川小学校
	7	新十津川中学校体育大会	新十津川中学校
	9	イースタン・リーグ日本ハム対巨人	ピンネスタジアム
	17	青少年健全育成のつどい（兼町PTA連合会研究大会）	ゆめりあ
	19	国土交通省水管理・国土保全局砂防部長豪雨災害講演会	ゆめりあ
	20	戦没者並びに物故功労者、消防殉職者追悼式	ゆめりあ

6	20	開町122年記念式典	ゆめりあ
	30	でんじろうサイエンスショー	ゆめりあ
7	6	北北海道学校農業クラブ連盟意見発表大会	ゆめりあ
	8	第18回ピンネシリ登山マラソン大会	ふるさと公園他
	11	第49回北海道市町村教育委員研修会	札幌市
	15	第4回教育長杯パークゴルフ大会	ふるさと公園
	20	徳富ダム視察	徳富ダム
		新十津川農業高等学校祭	新十津川農業高等学校
	29	第26回しんとつかわふるさとまつり	ふるさと公園
	30	学習サポート事業やまびこ①	ゆめりあ
8	3	北海道中学校体育大会剣道大会（～4日）	スポーツセンター
	9	学習サポート事業やまびこ②	ゆめりあ
		加羽沢美濃コンサート	ゆめりあ
	10	学習サポート事業やまびこ③	ゆめりあ
	13	感謝状贈呈式（ふるさと応援基金）	新十津川町役場
	16	学習サポート事業やまびこ④	ゆめりあ
	22	教育委員学校訪問（小学校・中学校・高等学校）	町内
	28	中学生芸術鑑賞事業（神々の謡）	ゆめりあ
31	小学生芸術鑑賞事業（あした あさって しあさって）	ゆめりあ	
9	8	新十津川中学校学校祭（～9日）	新十津川中学校
	28	第2回確かな学び推進会議	改善センター
10	1	教育委員委嘱状交付式	新十津川町役場
		泉水委員長職務代理者退任感謝状贈呈式	新十津川町役場
	7	第29回新十津川中学校吹奏楽部定期演奏会	ゆめりあ
	13	社会福祉大会	ゆめりあ
		福祉のつどい	改善センター
	21	新十津川小学校学芸会	新十津川小学校
	26	教育委員学校訪問（新中タイム）	新十津川中学校
	27	第29回町民音楽祭	ゆめりあ
28	渡辺一史講演会「北の無人駅から」	図書館	
11	4	町民文化祭（芸能部門）	ゆめりあ
	17	新十津川アザレアコーラス第24回定期演奏会	ゆめりあ
		日ハム大社啓二オーナー代行講演会	ゆめりあ
	22	教育委員武道場視察	武道場
		新十津川教育振興会指定新十津川中学校公開研究会	新十津川中学校
	27	新十津川農業高等学校校内実績発表会	新十津川農業高等学校
	28	平成24年度砂川地区特別支援教育講演会	ゆめりあ
	30	新十津川小学校5年生収穫祭	新十津川小学校
12	8	新十津川中学校歌声交流会	ゆめりあ

12	9	赤い羽根チャリティーカラオケ	ゆめりあ
	14	新十津川中学校参観日	新十津川中学校
	27	学習サポート事業やまびこ①	ゆめりあ
	28	学習サポート事業やまびこ②	ゆめりあ
1	6	平成25年度新十津川消防出初式及び消防表彰式	町内
	7	学習サポート事業やまびこ③	ゆめりあ
	8	学習サポート事業やまびこ④	ゆめりあ
	13	平成25年成人式	ゆめりあ
	14	第15回全町かるた大会	改善センター
	19	武道場入魂式	武道場
2	10	新十津川中学校武道場落成記念式典 十津川剣道クラブと新十津川尚武会との交流試合 新十津川中学校武道場落成記念祝賀会	武道場 武道場 改善センター
	12	市町村教育委員会新任委員研修会	札幌市
	18	教育委員学校給食センター視察	学校給食センター
	26	第3回新十津川町確かな学び推進会議	改善センター
	28	新十津川小学校地域参観日（6年生卒業を祝う会）	新十津川小学校
	3	1	第61回新十津川農業高等学校卒業証書授与式
13		第43回新十津川中学校卒業証書授与式	新十津川中学校
18		新十津川中学校地域参観日	新十津川中学校
19		第4回新十津川小学校卒業証書授与式	新十津川小学校
26		転出等教職員の感謝と激励の会	改善センター

点検評価の結果

【学校教育】

政策の目標

児童生徒一人ひとりの実態に応じた学習指導により「確かな学力」
「豊かな心」「健やかな体」を目指し、生きる力を育む

1 施策名 「学校教育環境の充実」

(1) 施策の目標

家庭、地域及び学校が連携を図りながら教育環境の充実に努め、「確かな学力」
「豊かな心」「健やかな体」など、子ども達の「生きる力」を育む。

(2) 成果の指標

小中学校全国学力テスト科目において、全国平均を上回る科目の割合（％）

(3) 成果の測定方法

全国学力・学習状況調査の結果

(4) 目標値及び達成値

平成24年度目標値 80.0パーセント

平成24年度達成値 33.3パーセント

(5) 評価意見

- ・中学校の武道場に剣道用の神棚がありますが、教育基本法第9条（特定の宗教のための宗教教育ないし宗教的活動の禁止）のこともあり、疑問に思っている住民の方もいますので、何かの機会に丁寧な説明をお願いします。
- ・広報に掲載されているサポート通信について、時にはアンケート調査を実施し意見を募ることも必要であり、また、そのことが記事の購読にもつながります。
- ・中学校の10教科全てに専門教師が配置されました。今後も継続してください。
- ・やまびこなどの課外事業は、退職教員以外にも全町的にボランティアを募り、地域の協力、理解を得ながら、地域が一体的に学校教育を進めていくことが大切です。
- ・子どもウォーキングチャレンジ（万歩計）は、保健福祉のウォーキング作戦と連携し、親子で、地域ぐるみで取り組んではどうでしょうか。

(6) 施策展開の方向性

- ・生きる力をはぐむために、基礎・基本をしっかりと身に付けること、また個性を生かし心豊かな人間として、健全な成長を育むための指導体制の充実に努める。
- ・就学援助や特別支援教育の充実のため、制度の継続と支援員等の配置など細やかな対応を行う。

2 施策名 「学校給食の充実」

(1) 施策の目標

新鮮で安全・安心な町の農産物により学校給食の充実を図ると共に、学校給食を
生きた教材として活用し、正しい食習慣の指導など、「食育」の推進に努める。

(2) 成果の指標

学校給食における生鮮野菜の町内産使用割合 (%) (重量ベース)

(3) 指標の測定方法

全体における町内産使用重量

(4) 目標値及び達成値

平成24年度目標値 28.0パーセント

平成24年度達成値 27.0パーセント

(5) 施策展開の方向性

- ・雨竜町との学校給食の共同実施に向け、施策設備の更新、修繕等を計画的に実施する。
- ・一層の地産地消を推進するため、町内納入先と緊密な連携を図っているが、今後食材の納入価格の高騰が想定されることにより、平成9年度から据え置かれている給食費単価を平成27年度から見直しを行う。

【社会教育】

政策の目標

それぞれの年代に応じた学習機会を提供し、住民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自己実現を図ることができる環境づくりに努める。

1 施策名 「社会教育活動の推進」

(1) 施策の目標

住民一人ひとりが生涯にわたって自主的に学ぶことができるよう、年齢や学習ニーズに合った学習機会の提供に努める。

(2) 成果の指標

体験学習事業（社会教育関連）の参加率（パーセント）

(3) 成果の測定方法

参加者/募集定員（パーセント）

(4) 目標値及び達成値

平成24年度目標値 64.0パーセント

平成24年度達成値 70.8パーセント

(5) 施策展開の方向性

- ・生涯学習の充実のため、家庭教育推進のための子育て情報の提供、児童生徒の体験学習の充実のため、社会教育関係団体と連携し提供する。また、人材バンク制度の普及を図り、ニーズに基づいた学習活動を支援する。

2 施策名 「青少年健全育成の充実」

(1) 施策の目標

学校、家庭、地域住民等が互いに連携・協力し合い、地域における子どもの見守り体制を整えるなど、青少年の健全育成に努める。

- (2) 成果の指標
青少年の健全育成に対する満足度 (%)
- (3) 指標の測定方法
住民アンケートにおける、思う、やや思う、どちらとも言えない回答の割合。
(パーセント)
- (4) 目標値及び達成値
平成24年度目標値 33.0パーセント
平成24年度達成値 69.0パーセント
- (5) 施策展開の方向性
 - ・健全育成のため、子ども会活動、少年団活動などの支援を実施すると共に、家庭や地域が一体となって子ども達の見守りや指導、また、理解するため研修などを今後も展開する。

3 施策名 「読書活動の促進」

- (1) 施策の目標
子どもの活字離れ、読書離れ、住民の図書館利用の減少が見られることから、本に親しむ環境の整備を進め、住民の読書習慣の定着に努める。
- (2) 施策の指標
住民の利用率 (冊)
- (3) 指標の測定方法
町内貸出冊数/人口
- (4) 目標値及び達成値
平成24年度目標値 6.5冊
平成24年度達成値 6.4冊
- (5) 施策展開の方向性
 - ・生涯学習の拠点として多くの町民に利用されるように、特別事業等の情報を発信する。
 - ・町外者の利用の割合が少なかったため、より町民に親しまれる施設と職員の資質向上を図る。

4 施策名 「文化活動の促進」

- (1) 施策の目標
住民が主体的に取り組む芸術・文化活動を支援すると共に、住民に感動を与える芸術・文化の鑑賞機会を充実させ、豊かな心を育む。
- (2) 施策の指標
文化事業に対する満足度 (パーセント)
- (3) 指標の測定方法
町民アンケートにおける、思う、やや思う、どちらとも言えないの回答の割合。
- (4) 目標値及び達成値
平成24年度目標値 71.0パーセント
平成24年度達成値 57.3パーセント
- (5) 施策展開の方向性

- ・限られた予算額で、町民に低廉な価格で、優れた芸術文化を提供することを目指して工夫し、事業を実施する。
- ・伝統芸能や文化団体の活性化のため、今後も必要な支援を行う。
- ・開拓記念館は、耐震化の必要があることから、事業実施に併せて必要な改修を行う。

5 施策名 「スポーツ活動の促進」

(1) 施策の目標

年齢や体力に応じた様々なスポーツの機会の提供と施設の充実を進めると共に、各種事業の開催やスポーツ団体の育成に取り組み、生涯スポーツの振興に努める。

(2) 施策の指標

スポーツ大会体験等の参加率（パーセント）

(3) 指標の測定方法

参加者/募集定員

(4) 目標値及び達成値

平成24年度目標値 70.0パーセント

平成24年度達成値 71.1パーセント

(5) 施策展開の方向性

- ・スポーツ活動の場所である施設の充実を計画的に進める。また、体力や年齢に合ったスポーツの機会の提供を行い、手軽な運動やスポーツ活動の環境づくりを図る。

別添資料 1

平成24年度 事務事業評価一覧表

政策名	施策名	事業名	事業概要		総合評価										
			対象	目的 意図 (対象をどうしたいか) + 手段 (どのような内容で)	担当の所見 (実施状況・問題・課題)	今後の方向性 (改善・改革方向)	公平 **** 住民負担の 0点検討すべきである	平均点数 (5点満点)				総合点数 (20点満点)	総合評価		
								①必要性	②有効性	③効率性	④公平性		A	事業継続	
学校教育の充実	学校教育環境の充実	育英事業	本町町民の子弟で高等教育新学希望者	経済的理由により就学困難な者に対して学資の貸付けを行うことにより、教育の機会均等を図ること。	経済的な理由により就学困難な者で、将来に目標を持ち、就学に意欲を有する者に対する援助は有効である。	奨学金等の使途、就学者の就学中及び終了後の活動の把握は困難であることや民間の多くの充実した育英事業があることから、引き続き、本町の事業としての必要性を検討する。	A	3.0	5.0	4.0	5.0	17.0	A	事業継続	
学校教育の充実	学校教育環境の充実	空知義務教育施設整備促進期成会負担金	町民	公立文教施設の整備及びへき地教育の充実振興に資すること。	義務教育施設の整備、耐震化の遅れが道内の問題である。	安心、安全な学校施設整備を推進する必要がある。									
学校教育の充実	学校教育環境の充実	中空知結核対策委員会負担金		地域保健と学校保健の連携の下、小学校及び中学校の児童生徒の結核対策の取組の充実を図ること。	当該委員会に参加している医療機関と連携及び結核対策を目的に設置されている。	役割が果たされ、会のあり方を検討する。									
学校教育の充実	学校教育環境の充実	砂川地区特別支援教育推進協議会負担金	町民	小・中学校において、教育上特別な支援を要する児童・生徒について、その要因、程度、扱い等を医師等の専門家による総合的な判断により、各小・中学校及び教育委員会が適正な就学指導を行うこと。	小中学校に在籍する児童生徒及び次年度の就学児童の法令に定める障害程度の判定のための専門家の確保の困難性から、当該組織への加盟は不可欠である。	特別支援を要する児童生徒が増加傾向にあり、専門家の判断を仰ぐことが重要となるので、単独での組織づくりの困難性から当該組織を有効に活用する。									
学校教育の充実	学校教育環境の充実	言語治療教室通級負担金		学校教育法施行規則第73条の21の心身の故障に応じた特別の教育課程による教育の砂川市立中央小学校への通級による実施	ことばの教室の熱心な取り組みにより、特別な教育課程を必要とする児童に対する教育が的確に行われ、短期通級により当該課程を修了する者もいる。	特別な教育課程による教育を必要とする児童が存在しており、この教育を本町単独で実施することは、困難であり、通級の現状を継続すべきである。									
学校教育の充実	学校教育環境の充実	新十津川農業高等学校教育振興事業	新十津川農業高等学校の生徒	本町に密着した農業高校の振興及び発展のための支援	農業高校としての特色ある高校教育を推進するため、農業クラブ活動の支援、資格取得支援を行い生徒の学習の機会を拡大し、広域的入学者の確保のために遠隔者支援をし、農業高校発展のために支援する必要がある。	本町の唯一の高校として、小中学校の連携事業を行い、地域とのかかわりを強く持ちながら、高校がともに発展していけるように支援する必要がある。	A	5.0	5.0	4.0	5.0	19.0	A	事業継続	
学校教育の充実	学校教育環境の充実	私立幼稚園就園奨励補助金	私立幼稚園就園保護者	所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差を正すを目的に、幼稚園の入園料・保育料を軽減する。	就学前の子どもに関する教育振興は大切であるため、保護者等の所得状況に応じた経済的負担軽減を図ることは必要と考える	保護者の経済的負担が軽減されており、子どもたちの健やかな教育のためには継続的な支援が必要である。	A	5.0	4.0	4.0	5.0	18.0	A	事業継続	
学校教育の充実	学校教育環境の充実	教員住宅等維持管理事業	教職員	教員住宅の入居者が快適な生活を送れるよう住宅を適正に管理する。	小学校、中学校の住宅14戸の管理を良好に実施した。	住宅周辺環境整備を指導すると共に、今後も管理を実施する。	A	5.0	5.0	3.0	5.0	18.0	A	事業継続	

政策名	施策名	事業名	事業概要		総合評価									
			対象	目的 意図 (対象をどうしたいか) + 手段 (どのような内容で)	担当の所見 (実施状況・問題・課題)	今後の方向性 (改善・改革方向)	公平 住民負担の D 0点検討すべきである	平均点数 (5点満点)				総合点数 (20点満点)	総合評価	
								①必要性	②有効性	③効率性	④公平性		A	B
学校教育の充実	学校教育環境の充実	小学校校舎等維持管理事業	小学生	小学生が快適な学校生活を送れるように適正に管理する。	地域、児童、生徒などの協力により耐震、老朽改善工事を終了した。外壁の塗装色を児童に決定してもらい暖かなイメージの校舎となった。	校舎内の温度管理を徹底し、燃料費の節約を図る。熱効率の向上により天候の変化による調整が必要である。	A	5.0	5.0	4.0	5.0	19.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	小学校運営事業	町内小学生	町立小学校の効率的な運営を図る。	児童の健全育成と円滑な学校運営を目的に効率的な取り組みに努める。	学校と連携調整を図り学校運営の課題等必要に応じた対応に努める。	A	5.0	5.0	4.0	5.0	19.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	小学校保健活動事業	町内小学生	学校における保健及び安全活動を適切に行うことにより、児童生徒の疾病や異常の早期発見、児童の学校管理下の事故等に対応するとともに、必要な指導及び助言を行うことにより、児童が学校生活を健康で安全に送ることができる。	法令で定められている児童の健康状態の把握、検診業務は疾病予防に必要な不可欠である。学校安全災害共済は校内事故に備えるものである。	担当教諭等と連絡調整し今後も継続する。	A	5.0	5.0	3.0	5.0	18.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	教職員健康管理事業	町内小中学校教職員	教職員の疾病を早期に発見することにより、生活や生活習慣の改善を促し、健康の保持増進を図る。	教職員の健康は学校教育の充実に直結することから、重要な事業であるとともに、法令で定められているため必要である。	職場環境の変化により、教職員の疾患が多様化している現状を考慮しながら、疾病の早期発見のため健診の受診を推奨する。健診後のフォローを充実させることが重要である。	A	2.5	4.0	2.0	5.0	13.5	B	事業の縮小・再構築の検討
学校教育の充実	学校教育環境の充実	小学校教育推進事業	町内小学生	町立小学校の充実した教育の実践	充実した教育課程のもと、確かな学力の向上に向けて長期休業中の学習サポートも実践され、豊かな心を育む教育の場を提供している。	本町の地域性、学習実態、児童の状況及び特性を十分に検討し、新学習指導要領の趣旨及び内容に基づき、特色ある学校づくりを実践していく必要がある。	A	3.0	4.0	5.0	5.0	17.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	小学校特別支援教育事業	特別支援教育を必要とする児童	特別支援教育が対象としてきた児童に加え、通常の学級に在籍する障害のある児童の自立等に向け、その一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活又は学習上の困難を改善し、又は克服するために、適切な教育及び指導を通じて必要な支援を行うこと。	特別支援教育は、担当教職員の積極的な取り組みにより充実した教育が行われており、支援員及び介助員との連携により、児童の健やかな成長を育んでいる。	特別支援教育対象児童の関係機関との連携で、情報交換や共通理解のもと支援員等の協力を得て充実した教育と安全の配慮を図っていく必要がある。	A	5.0	3.0	3.0	5.0	16.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	教育研究事業	町内小中学校教職員	教職員の資質の向上による教育活動の充実及び発展を図る。	学校教育は、教職員の資質と能力によるところが大きく、教職員の研修・研究が必要であり、本事業は有効である。	教育の多様化、複雑化等が進む中、教職員の資質及び能力の向上が不可欠であり、本事業の継続及び充実が必要である。事業の内容の検討が必要である。	A	3.0	4.0	3.0	5.0	15.0	A	事業継続

政策名	施策名	事業名	事業概要		総合評価									
			対象	目的 意図 (対象をどうしたいか) + 手段 (どのような内容で)	担当の所見 (実施状況・問題・課題)	今後の方向性 (改善・改革方向)	公平 住民負担の D 0点検討すべきである	平均点数 (5点満点)				総合点数 (20点満点)	総合評価	
								①必要性	②有効性	③効率性	④公平性		A	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	小学校教科担任講師配置事業	小学生	児童の学習私欲と学力の向上、中学校の教科担任制の円滑な移行を図り、学習指導体制の充実を図る。	小学校5・6年生の理科の授業を専門に指導した。専門講師の指導により中学校への円滑な移行を図る。中学校の理科担当教諭が小学校を訪れ、より専門的な授業を進めた。	小中学校相互の乗り入れ授業を進める。、中学校の教科担任制への円滑な移行を更に進める。	A	3.0	3.0	3.0	5.0	14.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	小中学生芸術鑑賞事業	小中学生	小中学生に舞台芸術の鑑賞機会を提供し、心豊かに育む環境をつくる。	舞台芸術を体験できる貴重な機会となっている。	児童生徒のみを対象とした舞台芸術の鑑賞機会として貴重な機会であるため、引き続き実施する。巡回小劇場等の補助事業を活用する。	A	4.0	5.0	3.0	5.0	17.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	小学校就学援助事業	町内小学生の保護者	経済的理由によって就学困難な児童の保護者及び特別支援学級に在籍する児童の保護者に対して必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を行う。	ひとり親世帯の増加により、経済的理由から就学困難となる可能性のある児童が増えている。義務教育の円滑な実施と平等な教育機会を与えるために援助は有効である。	ひとり親世帯が増加傾向にある。就学困難者に対しては、学校教育に必要な援助を行う必要がある。	A	5.0	5.0	4.0	5.0	19.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	中学校校舎等維持管理事業	中学生・教職員	中学生が快適な学校生活を送れるよう適性に管理する。	教育環境の充つとめ実には経費の節減をしつつ管理を実施した。	管理備品の破損が生じ、緊急な修繕を要した。日常のメンテナンスを適切に実施するようにする。	A	5.0	5.0	4.0	5.0	19.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	中学校運営事業	町内中学生	町立中学校の効率的な運営を図る。	地域に開かれた学校運営に努め、生徒の学力向上や体力の向上を図る。	中学校教育の充実は、開かれた学校教育による地域とのつながりを重視する。学校評議員を活用し学校の運営の在り方などを地域の目で評価し偏りのない運営につい止める。	A	5.0	5.0	4.0	5.0	19.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	中学校保健活動事業	町内中学生	学校における保健及び安全活動を適切に行うことにより、生徒の疾病や異常の早期発見、学校管理下の事故等に対応するとともに、必要な指導及び助言を行うことにより、生徒が学校生活を健康で安全に送ることができる。	法令で定められている生徒の健康状態の把握、検診業務は疾病予防に必要な不可欠である。学校安全災害共済は校内事故に備えるものである。	担当教諭等と連絡調整し今後も継続する。	A	5.0	5.0	4.0	5.0	19.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	スクールバス運行管理事業	小中学生	児童・生徒のバス輸送	登下校、学校行事、特別事業(水泳、スキー)、中体連送迎、夏季プール送迎便、休み中の中学校部活送迎、町行事を運行した。経済的に運行した。	安全且つ効率的に計画し、日々運行計画の改善が必要である。	B	3.0	3.0	3.0	3.0	12.0	A	事業継続

政策名	施策名	事業名	事業概要		総合評価									
			対象	目的 意図 (対象をどうしたいか) + 手段 (どのような内容で)	担当の所見 (実施状況・問題・課題)	今後の方向性 (改善・改革方向)	公平 住民負担の D 0点検討すべきである	平均点数 (5点満点)				総合点数 (20点満点)	総合評価	
								①必要性	②有効性	③効率性	④公平性		A 事業継続 (12点≦総合点数で、 ①～④の各点数が2点 を超える) B 事業縮小・再 構築の検討 (6点≦総合点数<12 点、又は、①～④の各 点数のいずれかで2点 以下がある) C 事業廃止・凍 結の検討 (総合点数<6点、又 は、①～④の各点数の いずれかで1点以下 がある)	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	スクールバス購入事業	小中学生	平成8年車車両の更新	老朽化した車両の交換を実施し、経済的運行に努める。	日常点検を密にすることにより、一定の維持管理費の経費削減に努める	B	3.0	3.0	3.0	3.0	12.0		
学校教育の充実	学校教育環境の充実	中学校武道場建設事業	中学生・教職員 小学生・町民	中学校の武道の必修化、旧武道場の老朽化に伴う中学校武道場建設事業	・文武両道を推進し、学校教育、社会教育における町民体力の維持、増進に努める。	剣道を奨励し剣道人口の増加を図る。中学校における剣道授業を良好な環境で実施する。	A	4.0	5.0	4.0	5.0	18.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	中学校コンピュータ整備事業	中学生、教職員	コンピュータ室パソコンの老朽化による不具合の解消を図る。	生徒用パソコンの不具合を解消し授業を円滑に進める。	情報教育に推進を図る。	A	3.0	3.0	3.0	5.0	14.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	中学校教育推進事業	町内中学生	町立中学校の充実した教育の実践	充実した教育課程のもと、確かな学力の向上に向けて長期休業中の学習サポートも実践され、豊かな心を育む教育の場を提供している。	本町の地域性、学習実態、生徒の状況及び特性を十分に検討し、新学習指導要領の趣旨及び内容に基づき、特色ある学校づくりを実践していく必要がある。	A	5.0	5.0	4.0	5.0	19.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	中学校特別支援教育事業	特別支援教育を必要とする生徒	特別支援教育が対象としてきた児童に加え、通常の学級に在籍する障害のある児童の自立等に向け、その一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活又は学習上の困難を改善し、又は克服するために、適切な教育及び指導を通じて必要な支援を行うこと。	特別支援教育は、担当教職員の積極的な取り組みにより充実した教育が行われており、生徒の進路に向けての取組が行われている。	特別支援教育対象生徒の関係機関との連携で、情報交換や共通理解のもと、充実した教育と安全の配慮を図っていく必要がある。	A	3.0	3.0	3.0	5.0	14.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	課外活動事業	町内中学生	課外活動を通じ、運動や文化活動により心身の形成を養い、健全な生活態度と責任感の育成に努める。	多くの生徒が課外活動に参加し、文武両道の精神を持っている。熱心な教員の指導も生徒の加入率に大きく反映している。	円滑な課外活動を進めるため、備品の整備や安全性の確保が今後も必要である。	B	3.0	4.0	3.0	4.0	14.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校教育環境の充実	中学校教育充実指導講師配置事業	中学生	10教科すべてにおいて、指導教科免許を有する教員の配置をし適正な授業を行う。	免許外指導の解消及び生徒の指導に対して専門的知識をもった教諭が適正な授業を実施することにより、教科指導の充実を図る。	免許外指導の解消のために配置が必要である。教職員の異動により解消されることが望ましいが、現状では難しいため、今後も配置が必要である。	A	3.0	3.0	3.0	5.0	14.0	A	事業継続

政策名	施策名	事業名	事業概要		総合評価									
			対象	目的 意図 (対象をどうしたいか) + 手段 (どのような内容で)	担当の所見 (実施状況・問題・課題)	今後の方向性 (改善・改革方向)	公平 住民負担の D 0点検討すべきである	平均点数 (5点満点)				総合点数 (20点満点)	総合評価	
								①必要性	②有効性	③効率性	④公平性		A事業継続 (12点≦総合点数で、 ①～④の各点数が2点 を超える)	B事業縮小・再 構築の検討 (6点≦総合点数<12 点、又は、①～④の各 点数のいずれかで2点 以下がある)
学校教育の充実	学校教育環境の充実	外国青年招致事業	全町民	本町における、外国語教育の充実及び地域レベルの国際交流の進展を図ることを通して、諸外国についての理解の増進及び本町の国際化を推進する。	中学校の英語授業、小学校訪問交流及び英会話教室の実施において異文化に触れる機会として成果が見られる。	中学校の英語教育の充実を図ると共に、小学校での英語学習を通じて、言語、文化についての理解を含める指導の充実が今後必要である。	B	2.0	5.0	1.5	4.0	12.5	B	事業の縮小・再構築の検討
学校教育の充実	学校教育環境の充実	中学校就学援助事業	町内中学生の保護者	経済的理由によって就学困難な生徒の保護者及び特別支援学級に在籍する生徒の保護者に対して必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を行う。	ひとり親世帯の増加により、経済的理由から就学困難となる可能性のある生徒が増えている。義務教育の円滑な実施と平等な教育機会を与えるために援助は有効である。	ひとり親世帯が増加傾向にある。就学困難者に対しては、学校教育に必要な援助を行う必要がある。	A	5.0	5.0	4.0	5.0	19.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校給食の充実	学校給食センター管理事業	幼稚園・小中学校・農業高校の児童生徒	安定的に学校給食を提供するため、各機械設備を適正に維持管理することにより、トラブルの未然防止を図り、機械設備の長寿命化に努める。	学校給食施設は建設から11年が経過しており、各機械設備を定期的に点検、修繕を行い、適正に維持管理することにより、児童生徒への学校給食を確実に提供できる。	継続的に維持管理を行い、学校給食の提供を安定的に継続して行えるようにする。	B	5.0	3.0	3.0	4.0	15.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校給食の充実	学校給食提供事業	幼稚園・小中学校・農業高校の児童生徒	幼稚園・小中学校、高校児童生徒に対し、栄養バランスに配慮した衛生的、且つ地場農産物や加工製品を活用した学校給食を提供する。又、学校給食配送については、食中毒等事故に注意のうえ安全で衛生的な配送に努める。	児童生徒の心身の健康のため栄養価のある安全安心な学校給食の提供を行う。	地場産食材を活用し、児童生徒に対し食育を推進しながら安全安心な学校給食を提供する。	B	5.0	3.0	3.0	4.0	15.0	A	事業継続
学校教育の充実	学校給食の充実	学校給食扶助費交付事業	町内小中学校の保護者	経済的理由により学校給食費の支払が困難な世帯の保護者に対し学校給食費の援助を行い、児童生徒に学校給食を提供することにより、義務教育の円滑な推進を目的とする。	準要保護児童生徒の学校給食費を扶助する。	準要保護世帯の経済的支援を継続する。	B	5.0	3.0	3.0	4.0	15.0	A	事業継続
社会教育の充実	社会教育活動の推進	社会教育委員活動事業	社会教育委員	社会教育法により、教育委員会に対し社会教育に係る助言を行う。	各委員から参考意見をいただき、事業計画に反映している。	年3回の会議や研修会だけではなく、社会教育事業への参加を促し、各委員が実感を持ち意見を述べるよう環境を整えていくことが望ましい。	A	5.0	3.0	5.0	4.0	17.0	A	事業継続

政策名	施策名	事業名	事業概要		総合評価									
			対象	目的 意図 (対象をどうしたいか) + 手段 (どのような内容で)	担当の所見 (実施状況・問題・課題)	今後の方向性 (改善・改革方向)	公平 住民負担の D 0点検討すべきである	平均点数 (5点満点)				総合点数 (20点満点)	総合評価	
								①必要性	②有効性	③効率性	④公平性		A 事業継続 (12点≦総合点数で、 ①～④の各点数が2点 を超える) B 事業縮小・再 構築の検討 (6点≦総合点数<12 点、又は、①～④の各 点数のいずれかで2点 以下がある) C 事業廃止・凍 結の検討 (総合点数<6点、又 は、①～④の各点数の いずれかで1点以下が ある)	事業継続
社会教育の充実	社会教育活動の推進	成人式開催事業	新成人	成人式を開催し、次代を担う新成人に対し、成人の責任と郷土愛を深める。	成人となった方へ祝福する慶弔事業であり、その後、成人者の交流会は新青協へ依頼している。	成人者も自覚を持ち、肅々と成人式が進められており、今後も同様の形で進めていく予定である。開催日程は、今年度該当者に調査を行い、従来の成人の日の翌日で意見多数であった。将来的には、式典後の交流会を新成人自身が運営できる体制についての可否を模索していく必要がある。	B	4.0	4.0	3.0	4.0	15.0		
社会教育の充実	社会教育活動の推進	体験学習推進事業	町内小中学生	青少年を持つ親へは家庭教育のあり方の研修機会と学校休業日の拡大に伴い、青少年の学校外活動の場や機会を提供し、各種体験学習を推進する。	新たに、通学合宿事業の実施をした。自分の住むまち学び隊は、申込者不足による中止、キッズ体験事業については適当な体験内容がなかった。	通学合宿事業については、望ましい生活習慣を身に付ける機会として、学校との連携のもとに企画することが必要。自分の住むまち学び隊については、今後実施しない。キッズ体験事業については、とっぴ子どもゆめクラブ等で実施する既存事業へのスポット参加の形式で進めていく。	B	4.0	4.0	3.0	3.0	14.0	A	事業継続
社会教育の充実	社会教育活動の推進	児童・生徒母村交流事業	町内児童生徒・教職員	本町誕生の歴史的背景を体験的に学習するとともに、母村との交流を深める。	母村訪問対象中学1年生は、小5の時に母村を訪問した生徒もいたため、3名と少なかった。母村受入一定の経費は毎年かかる。	対象を1学年とすべきか、動向をみながら今後検討が必要。	B	4.0	4.0	3.0	3.0	14.0	A	事業継続
社会教育の充実	社会教育活動の推進	青年母村交流事業	新十津川町青年協議会会員	相互に訪問し研修することで、青年団活動の推進策と地域の発展に果たす青年団活動の役割を学ぶとともに交流を図る。	本町の青年団活動そのものは、会員の減少等から盛り上がり欠ける状態にあるが、この受入れ事業の期間中については、主体的な活動ができていた。交流を通じて母村青年との心の交流も図られており、両町村の絆の強まりの一助となっている。	次年度は、受入れの年度であるが、本町青年は研修に行きたい思いがあると裏腹に仕事の都合等で行けないままになっている会員が多い。早めの日程調整で、研修に行くことが実現できる余地があることから、行政としても日程調整段階からサポートしていく。	B	3.0	4.0	3.0	3.0	13.0	A	事業継続
社会教育の充実	社会教育活動の推進	社会教育活動推進事業	担当職員	職員研修や資料の確保をし、社会教育事業の活動の効率的な推進を図る。	社会教育分野の研修機会に可能な限り参加している。講義のみでなく、先進事例や情報交換の機会も事業を推進する上での参考となっている。	管内各市町の社会教育担当職員で構成されるSSKK(空知社会教育研究協議会)という組織についての見直しを図る時期に差し掛かっている。SSKK主催の研修会の持ち方について、担当となる市町の負担とならない形になるよう組織改編が望まれる。	A	3.0	3.0	4.0	5.0	15.0	A	事業継続
社会教育の充実	社会教育活動の推進	農村環境改善センター管理事業	全町民	利用者が快適に利用できるように施設を適正に管理する。	ボイラー機器、避難誘導灯、建具等、町民の貸館利用に不備のないように修繕を実施した。	計画に基づいて適正に修繕を行うが、施設の老朽化により、年度当初に想定できていない修繕箇所が断続的に発生する恐れがある。利用者の安全面を第一に考えた施設管理を行うような管理体制が必要と思われる。	B	3.0	3.0	3.0	4.0	13.0	A	事業継続

政策名	施策名	事業名	事業概要		総合評価															
			対象	目的 意図 (対象をどうしたいか) + 手段 (どのような内容で)	担当の所見 (実施状況・問題・課題)	今後の方向性 (改善・改革方向)	公平 住民負担のD 0点検討すべきである	平均点数 (5点満点)				総合点数 (20点満点)	総合評価							
								①必要性	②有効性	③効率性	④公平性		A事業継続 (12点≦総合点数で、 ①～④の各点数が2点 を超える)	B事業縮小・再 構築の検討 (6点≦総合点数<12 点、又は、①～④の各 点数のいずれかで2点 以下がある)	C事業廃止・凍 結の検討 (総合点数<6点、又 は、①～④の各点数の いずれかで1点以下が ある)					
社会教育の充実	社会教育活動の推進	新十津川町PTA連合会支援事業		新十津川町の児童生徒の健全育成を図るため各単位PTAが連携・強化して研修を深め、地域に根付いたPTA活動の充実と発展を期すため。	自主的な運営がされている団体である。社会教育関係団体という位置づけながら、学校を中心として運営されていることから内情を把握できていない部分がある。	町民会議と合同で行う研修会については、共同運営という形を取っているが、PTA連合会からの役員が機能しない部分がある。共催者相互の役割分担を明確にしていなければならない。														
社会教育の充実	社会教育活動の推進	新十津川町女性団体連絡協議会支援事業		新十津川町在住の女性が明るく住み良い町づくりを目指して、各種団体の連携を深め、実践活動に努める。効果として、会員相互の親睦を図るとともに、女性としての意識向上、町民としての意識向上を得る。	会員数は減少傾向にあるが、各単位会ごとの会員獲得への努力もあり、各地域での活動は、例年並みに行われている。	女連協の活動は、地域ごとの単会組織の存在が大前提であることから、今後も地域の活動を優先的に実施できるように注意しながら、女連協活動を支援する。														
社会教育の充実	青少年健全育成の充実	学校支援地域本部事業		青少年健全育成にかかる指導・啓発を図る	生涯学習に対する学校との関わりを各種事業に活用する。	学校で必要とする支援内容を協議していく。	B	4.0	3.0	3.0	3.0	13.0	A	事業継続						
社会教育の充実	青少年健全育成の充実	シニアリーダー活動事業	シニアリーダー会員11人	子ども会の上部リーダー組織としての育成とボランティア団体としての資質の向上をはかる。	3人の入会(5月)があった。部活やアルバイト、生徒会等との両立のため、事業の全員参加は困難な状況だが、会員間で話し合い、できる限り参加できるように工夫している。子ども会に提供するレクリエーションの練習や、イベントへの参加等、個々のレベルアップや、会員間の団結力や自主性の強化を図っている。	会員が少しずつ増えてきている。活動が楽しみになるような、自主的な活動ができるように仕掛けていく	B	3.0	3.0	3.0	3.0	12.0	A	事業継続						
社会教育の充実	青少年健全育成の充実	青少年文化スポーツ元気事業	町内小中学生	文化やスポーツを通じ、少年少女の健全育成を図ることを目的とする。	ユニホームの助成については4団体の申請があり、今年度についても中学生の部活等の申請を予定している。	大和体育館で活動している子供バスケット教室の活動が活発化してきているので今後の動向が楽しみである。少年団全体としては、指導者が不足気味なので、今後の対策が課題である。	A	4.0	4.0	5.0	4.0	17.0	A	事業継続						
社会教育の充実	青少年健全育成の充実	青年会館管理運営事業	青年団体会員及び町青年	青年の健全な育成と情操及び青年間の交流、地域社会との交流を助長するための青年会館の管理運営を行う。	一般の利用は少ないが、保健福祉課所管事業で定期的な利用がある。青年団体としては、総会及び役員会といった会合のみの利用にとどまっている。	新十津川町青年協議会の会員数が減少傾向にあることから、指定管理期間の期限までにそれ以降の管理方法について、新青協の考え方をまとめていく必要がある。	B	3.0	3.0	4.0	3.0	13.0	A	事業継続						
社会教育の充実	青少年健全育成の充実	新十津川町子ども会育成者連絡協議会支援事業	子ども会会員	各子ども会育成者の連絡を強力するとともに、全町規模の事業を開催し、次代を担う子どもに対して健全な育成活動を推進する。	町内の子どもの健全育成を担う重要な団体である。単位会によっては、子どもの減少と加入率の低下により、活発な活動が困難になってきている。	役員と単位会とのつながりを密にし、組織全体での意識統一や、連絡体制をとっていくことが望ましい。														

政策名	施策名	事業名	事業概要		総合評価														
			対象	目的 意図 (対象をどうしたいか) + 手段 (どのような内容で)	担当の所見 (実施状況・問題・課題)	今後の方向性 (改善・改革方向)	公平 住民負担の D 0点 検討すべ きである	平均点数 (5点満点)				総合点数 (20点満点)	総合評価						
								①必要性	②有効性	③効率性	④公平性		A 事業継続 (12点≦総合点数で、 ①～④の各点数が2点 を超える) B 事業縮小・再 構築の検討 (6点≦総合点数<12 点、又は、①～④の各 点数のいずれかで2点 以下がある) C 事業廃止・凍 結の検討 (総合点数<6点、又 は、①～④の各点数の いずれかで1点以下 がある)	事業継続					
社会教育の充実	青少年健全育成の充実	新十津川町青年協議会支援事業	青年団体会員	青年団体活動を通して、会員相互の資質向上と親睦融和を図る。また、町民憲章に副ったまちづくりを築きあげることに対し、会員一丸となって積極的に参加するとともに、地域住民と一体化した活動の推進・促進を目指す。	新規会員数の減少による会員の固定化で、会員間のコミュニケーションは図られているものの、団体の目的でもある「地域に根付いた活動」ができていないのが現状である。	団体の自主性を損なわない範囲で、随時アドバイス及び支援をし、団体活動活性の一助としたい。能動的な活動が少ないことも、団体の課題と言える。													
社会教育の充実	読書活動の促進	図書館維持管理事業	町民	図書館設備の維持整備を行い、読書活動の啓発や学習環境の場の提供を行う。	来館者が利用しやすいよう、適切な管理を行いながら、管理経費の削減に努め、快適な読書環境を維持することができた。	今後も適切な管理を行い、利用に支障のない図書館サービスに心がけることが重要である。	A	4.0	5.0	4.0	5.0	18.0	A	事業継続					
社会教育の充実	読書活動の促進	図書館運営事業	町民	図書館資料を整備し、図書館を運営することにより、学習機会や情報の提供を行う。	図書館蔵書購入や資料収集は、児童書に比重を多くとり整備を図れた。小学校の学級文庫の貸し出しに力を入れ、朝読への環境整備に努められた。	町外来館者が大幅に減少しているが、今後も町内利用者の読書啓発を推進し、利用者の増加を図ることが重要である。	A	4.0	4.0	5.0	5.0	18.0	A	事業継続					
社会教育の充実	読書活動の促進	図書館利用促進事業	町民	図書館に対する理解と関心を深める	きめ細やかに、世代ごとの図書館広報誌の発行やインターネットによる図書館行事のPRができた。	読書の楽しさを認識してもらうため、家庭で、親子の読書をする習慣づくりが大切であり、行事を通して来館者の増加と読書習慣の助長作りを行う。	A	4.0	5.0	5.0	5.0	19.0	A	事業継続					
社会教育の充実	読書活動の促進	絵本ふれあい事業	3・4か月児	親子のふれあいの時間を絵本とおして支援する。	絵本を介して、乳幼児と保護者に、親子での絵本の読み聞かせとコミュニケーションの大切さを啓発でき、家庭の読書環境づくりを応援できた。	今後も事前啓発とフォローアップで読書の楽しみの大切さを理解してもらい、絵本を介して家庭の読書環境づくりを応援する。	A	3.0	5.0	5.0	5.0	18.0	A	事業継続					
社会教育の充実	読書活動の促進	創作作品鑑賞事業	町民	図書館を文化空間として位置づける	趣味や美術作品などの創作活動を、図書館の蔵書図書を参考に利用する手助けや発表の支援ができた。	書籍の紹介や情報の提供を積極的に行い、図書館利用の増加を図る。	A	4.0	5.0	5.0	5.0	19.0	A	事業継続					
社会教育の充実	文化活動の促進	新十津川アートの森管理事業	一般	芸術作品を保存、管理し、公開する。				B	2.0	3.0	4.0	3.0	12.0	B	事業の縮小・再構築の検討				
社会教育の充実	文化活動の促進	文化活動推進事業	一般	町民文化活動の成果を発表する場を提供し、文化意識を高めるとともに文化活動の活性化を図る。	文化祭(展示部門)については、天候の関係もあり前年対比50名程度増の来場を得た。音楽祭については、新規の団体の参加を求めている。	文化祭(展示部門)については、ゆめりあ部会の発表と連携し、来場者の増加を図っていく。展示部門での子どもなど、参加を増やすようにPRを進めていく。	B	3.0	3.0	3.0	3.0	12.0	A	事業継続					

政策名	施策名	事業名	事業概要		総合評価									
			対象	目的 意図 (対象をどうしたいか) + 手段 (どのような内容で)	担当の所見 (実施状況・問題・課題)	今後の方向性 (改善・改革方向)	公平 住民負担の D 0点検討すべきである	平均点数 (5点満点)				総合点数 (20点満点)	総合評価	
								①必要性	②有効性	③効率性	④公平性		A 事業継続 (12点≦総合点数で、 ①～④の各点数が2点 を超える) B 事業縮小・再 構築の検討 (6点≦総合点数<12 点、又は、①～④の各 点数のいずれかで2点 以下がある) C 事業廃止・凍 結の検討 (総合点数<6点、又 は、①～④の各点数の いずれかで1点以下が ある)	事業継続
社会教育の充実	文化活動の促進	芸術鑑賞事業	一般	町民に優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、豊かな心を育てる。	前年度のアンケート結果及び各団体の意見を踏まえ実施した。	鑑賞者のニーズとさまざまな芸能にふれる機会を創出する。	B	3.0	3.0	3.0	3.0	12.0		
社会教育の充実	文化活動の促進	伝統芸能継承団体活動支援事業		伝統芸能の保存と伝承活動の推進	母村の踊りを後世に伝承している。微増ではあるが、新規の入会もあり積極的に活動している。町無形文化財の保護伝承に努め、小学校特別クラブへ指導伝承の実施。	児童生徒母村参加者が、武蔵地区の交流で踊りを伝承し、会に少人数ではあるが入会している。今後も支援を要する。小学校への伝承及び祭典にも積極的に参加している。町の無形文化財の保護伝承のためにも継続して支援する。	B	3.0	3.0	3.0	3.0	12.0	A	事業継続
社会教育の充実	文化活動の促進	文化活動団体支援事業		町の音楽文化の振興と町民の文化意識の高揚を図る。	文化団体活動を支援するため、助成基準に基づき助成。団体活動を今後維持してもらうためにも必要。	新たな文化団体などを支援の要請もなく、現状団体を支援しながら、今後の団体支援の拡充も検討する必要がある。	B	3.0	3.0	3.0	3.0	12.0	A	事業継続
社会教育の充実	文化活動の促進	開拓記念館管理運営事業	一般	郷土の歴史的資料、文化遺産を保存、管理し、公開する。	平成元年度の入館者3,282人をピークに年々減少傾向にあり、平成6年度から冬期間閉館に伴い更に半減している。財政的な問題はあがるが、本町の歴史を紹介する施設として、また、貴重な資料の保存する観点から、現行の運営が望ましい。	平成21年度より収蔵庫を整理した事により、22年度から収蔵庫展示を実施しており今後も継続していきたい。	B	3.0	3.0	3.0	3.0	12.0	A	事業継続
社会教育の充実	スポーツ活動の促進	体育指導委員活動事業	一般町民から7名を選出(任期は2年)	新十津川町におけるスポーツの振興のための指導、助言を行なうことを目的とする。	体育指導委員の立場で、チャレンジスポーツの企画・事業運営等を中心に活動した。研修への参加者は少なかったが、委員会の際にニュースポーツの実技を取り入れるなど、見聞の向上を図った。	スポーツを普及・指導する立場として、子どもに対しての活動が今までは主であったが、成人、老人に対しても指導できる体制づくりを検討し、更なる活躍の場を見出すことが課題である。	B	3.0	3.0	3.0	3.0	12.0	A	事業継続
社会教育の充実	スポーツ活動の促進	社会体育推進活動事業	一般				B	3.0	3.0	3.0	3.0	12.0	A	事業継続
社会教育の充実	スポーツ活動の促進	スポーツ体験学習推進事業	成人、青年、児童	スポーツ体験を通じスポーツ活動のきっかけをつくり、健康増進を図る。	概ね計画どおりの参加者数を確保し、事業を実施できた。スポーツ体験事業の参加者が対象が小学高学年でなかなか参加者も少ない。	スポーツ体験については、参加者が少ないため、小学低学年にシフトし、合わせて親子で実施する事業を展開していく。	B	3.0	3.0	3.0	3.0	12.0	A	事業継続

政策名	施策名	事業名	事業概要		総合評価										
			対象	目的 意図 (対象をどうしたいか) + 手段 (どのような内容で)	担当の所見 (実施状況・問題・課題)	今後の方向性 (改善・改革方向)	公平 住民負担の D 0点検討すべきである	平均点数 (5点満点)				総合点数 (20点満点)	総合評価		
								①必要性	②有効性	③効率性	④公平性		A 事業継続 (12点≦総合点数で、 ①~④の各点数が2点 を超える) B 事業縮小・再 構築の検討 (6点≦総合点数<12 点、又は、①~④の各 点数のいずれかで2点 以下がある) C 事業廃止・凍 結の検討 (総合点数<6点、又 は、①~④の各点数の いずれかで1点以下が ある)	A	事業継続
社会教育の充実	スポーツ活動の促進	学校開放事業	町民	地域のスポーツ振興のため町内各小学校の体育館を開放する。	一輪車サークルとサッカー少年団等の少年団のみの利用で一般の団体利用は無かったが、平年並みの利用数で終了したサッカー少年団が17時をまたいでいたので、学校内でのカウントとしたので、減少した。	少年団で指導者が教職員と教職員でない場合とで、取扱いが変わるため、今後検討が必要。 小学校開放を冬期間、統一して使用できるよう検討が必要である。	B	3.0	3.0	3.0	3.0	12.0			
社会教育の充実	スポーツ活動の促進	スポーツ指導者養成事業	体育指導員・体育協会加盟団体及びスポーツ少年団指導者	町民のスポーツの振興を図るべく有資格の指導者を育成する。	新たな分野での申請があり、制度自体認知されている。	指導登録料の半額となっているが、旅費等も考慮するとなかなか、資格を取らない現状がある。また、登録後も、更新費用がかかるなど、資格を喪失する人も少なく、この制度により資格取得と考えるような制度内容の検討も必要。町として、必要な人材を確保するために資格を指定するなどの検討をする。 (保福でレクのインストラクターの全額助成というのが出てきた、制度の重複でもあるが)	B	3.0	3.0	3.0	3.0	12.0	A	事業継続	
社会教育の充実	スポーツ活動の促進	スポーツ大会参加助成事業	町内の文化、体育団体に所属する町民または町内在職者	本町の文化、スポーツ活動の振興を図る。	一昨年度よりも申請回数が増加している。スポーツ大会の他、ピアノコンクール等、文化活動の申請もあり、幅広い範囲での利用であった。	交付規則に基づき助成しているが、対象範囲をさらに明確化していく。事業のPRを行い、幅広い種目に助成し、文化、スポーツ活動の振興を図る。	B	4.0	3.0	3.0	3.0	13.0	A	事業継続	
社会教育の充実	スポーツ活動の促進	イースタン・リーグ開催事業負担金			多く観客とスタッフで成功裏に終了することができた。										
社会教育の充実	スポーツ活動の促進	体育協会支援事業		住民の体位向上と、町民皆スポーツを目指し、加盟団体の活動を活発化させる。	H22より、指定管理により、スポーツセンターをはじめとした体育施設の管理運営を行っており、H23には、索道受託業務も担っているが、特に問題なく、業務を遂行されている。	指定管理業務も安定してきており、今後はソフト事業に力を注ぐよう、推進していく。									
社会教育の充実	スポーツ活動の促進	尚武館管理事業	町民(尚武会)	町民に対して安全で快適な武道場を提供する。	平成24年度まで指定管理(尚武会)	平成24年度で廃止。	B	3.0	3.0	4.0	3.0	13.0	A	事業継続	
社会教育の充実	スポーツ活動の促進	町民体育館管理事業	町民・近隣市町住民	町民に対して雨天、冬期についても安全な運動スペースを提供する。	(中央体育館)冬季の活動場所として活用されており、利用者からの需要は高い。 (大和体育館)特定の利用が多い状況だが、屋内競技や冬季の活動場所として需要は高い。	(中央体育館)平成23年度に、グラウンドの整地を行った。現在のところ地盤は安定しているが、経年により表層の水分が蒸発してしまわないよう、維持管理が必要である。 (大和体育館)体育館として継続して利用されるの見通しであれば、どこかの段階でワックス塗布及びストーブの保守点検が必要と思われる。場合によっては廃止も。	B	3.0	3.0	3.0	3.0	12.0	A	事業継続	

政策名	施策名	事業名	事業概要		総合評価									
			対象	目的 意図 (対象をどうしたいか) + 手段 (どのような内容で)	担当の所見 (実施状況・問題・課題)	今後の方向性 (改善・改革方向)	公平 住民負担の D 0点検討すべきである	平均点数 (5点満点)				総合点数 (20点満点)	総合評価	
								①必要性	②有効性	③効率性	④公平性		A 事業継続 (12点≦総合点数で、 ①～④の各点数が2点 を超える)	B 事業縮小・再 構築の検討 (6点≦総合点数<12 点、又は、①～④の各 点数のいずれかで2点 以下がある)
社会教育の充実	スポーツ活動の促進	そっち岳スキー場管理運営事業	町民・近隣市町住民	町民に対して安全で快適なスキー場を提供する。	昨年より指定管理を見据え、体育協会に索道業務を委託している。	索道業務員で勤務調整がつかない場合の対応について、今後、検討が必要。	B	5.0	4.0	2.0	3.0	14.0	B	事業の縮小・再構築の検討
社会教育の充実	スポーツ活動の促進	ふるさと公園内体育施設管理運営事業	町民・近隣市町住民	町民に対して安全で快適な体育館を提供する。	H22より指定管理へ移行。パークゴルフ場の利用者は、大会数を増加、使用料の値下げなどにより、昨年を維持する形となったが、スポーツセンター等は減少傾向にある。	指定管理として、順調に運営が進められており、今後も維持されるように設置者としても、良好な運営が図られるよう、指定管理者と協議を進める。	B	4.0	3.0	5.0	3.0	15.0	A	事業継続
行政の効率的な運営	行政事務の効率化	教育委員会活動事業	教育委員(教育長を除く。)4人	教育委員による充実かつ円滑な教育行政の執行	教育活動事業等の情報提供を行い、教育委員が実際の現場を見ることにより、活動内容がより把握でき、円滑な教育行政が執行されている。	教育委員会制度は、首長からの独立性、合議制及び住民による意思決定の実現の要請に応えるものとして必要なものであり、教育の政治的中立の確保、教育の継続性及び安定性の確保並びに地域住民の意向の反映の実現に努めなければならない。教育委員の十分な議論の時間の確保と地域住民に対する教育委員会活動に関する情報提供が必要である。	A	4.0	5.0	4.0	5.0	18.0	A	事業継続
行政の効率的な運営	行政事務の効率化	教育委員会事務局活動事業	教育委員会事務局職員	教育委員会事務局を円滑にする。	学校教育、社会教育を推進され、町民に対し適切かつ効果的な事業や行政サービスが提供されている。	よりきめ細かな町民への対応が望まれる。								

別添資料 2

定例会議案及び報告

第4回定例会（4月16日）

- ・平成24年度町内小中学校在籍児童生徒数（4月分）について
- ・平成24新十津川町立学校主任等の命免の報告について
- ・平成24年度特別支援教育連携協議会委員の任命について
- ・新十津川町立学校評議員の委嘱について

第5回定例会（5月14日）

- ・平成24年度町内小中学校在籍児童生徒数（5月分）について
- ・修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の制定について
- ・平成24年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について
- ・平成24年度新十津川町児童生徒就学援助費（特別支援学級分）受給者の認定について
- ・平成23年度新十津川町社会教育施設関係利用状況について
- ・新十津川町立学校管理規則の一部改正について
- ・空知教育センター組合規約の一部変更に係る意見について

第6回定例会（6月12日）

- ・平成24年度町内小中学校在籍児童生徒数（6月分）について
- ・平成24年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の審査結果について
- ・空知教育センター組合規約の一部変更に係る意見について

第7回定例会（7月20日）

- ・平成24年度町内小中学校在籍児童生徒数（7月分）について
- ・平成24新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について
- ・平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）教育予算について
- ・計画停電の対応について
- ・学校給食の雨竜町との共同実施について

第8回定例会（8月22日）

- ・平成24年度町内小中学校在籍児童生徒数（8月分）について
- ・いじめの状況等に関する調査結果について
- ・北海道新十津川農業高等学校教育振興会負担金交付要綱の一部改正について
- ・新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）に同意することについて

第9回定例会（9月14日）

- ・平成24年度町内小中学校在籍児童生徒数（9月分）について
- ・平成24年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者認定区分のへ変更について
- ・平成25年度に使用する新十津川町立学校用図書採択について
- ・新十津川町立学校評議員の委嘱について
- ・新十津川町社会教育委員の委嘱について

第10回定例会（10月26日）

- ・平成24年度町内小中学校在籍児童生徒数（10月分）について
- ・平成24年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について

- ・平成24年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について
- ・平成24年度子どもウォーキングチャレンジ事業の実施結果について
- ・新十津川町社会教育中期計画策定委員会規則の廃止について

第11回定例会（11月22日）

- ・平成24年度町内小中学校在籍児童生徒数（11月分）について
- ・平成24年度全国学力・学習状況調査結果概況について
- ・教育行政事務の管理執行状況点検・評価報告について
- ・平成24年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について
- ・新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町立学校の体育館の開放に関する条例の一部改正）に同意することについて
- ・新十津川町体育指導委員に関する規則及び新十津川町教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- ・新十津川町立学校の体育館の開放に関する条例施行規則の一部改正について
- ・新十津川尚武館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について

第12回定例会（12月19日）

- ・平成24年度町内小中学校在籍児童生徒数（12月分）について
- ・専決処分の報告について（新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場の設置に関する条例及び新十津川町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正の同意について）
- ・いじめの状況等に関する調査結果について
- ・平成24年度全国学力・学習状況調査概況（合算）について

第1回定例会（1月15日）

- ・平成24年度町内小中学校在籍児童生徒数（平成25年1月分）について
- ・新十津川町立小中学校の特別支援学級の廃止について
- ・新十津川町立小中学校の特別支援学級の設置について

第2回定例会（2月18日）

- ・平成24年度町内小中学校在籍児童生徒数（平成25年2月分）について
- ・平成24年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について
- ・新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正について）に同意することについて
- ・新十津川町議会定例会提出議案（滝川市教育支援センターを本町の町民の利用に供されることについて）同意することについて
- ・新十津川町議会定例会提出議案（雨竜町からの学校給食に関する事務の受託について）同意することについて
- ・新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則の一部改正について
- ・第6期新十津川町社会教育実施計画の決定について
- ・新十津川町スポーツセンター等に係る指定管理者の選定について

第3回定例会（3月26日）

- ・平成24年度町内小中学校在籍児童生徒数（平成25年3月分）について
- ・平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）教育予算について

- ・平成25年度新十津川町一般会計予算（教育費）について
- ・新十津川町立小学校フッ化物洗口事業実施要綱の制定について
- ・新十津川小学校のフッ化物洗口事業実施者数について
- ・平成24年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について
- ・平成25年度新十津川町新規奨学生の選定について
- ・学校給食試食会アンケート集計結果について
- ・スポーツ推進委員の委嘱について
- ・新十津川町確かな学び推進会議委員の委嘱について